

福岡広域都市計画地区計画の変更（糸島市決定）

都市計画松隈田ノ浦地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		松隈田ノ浦地区地区計画																					
位 置		糸島市志摩松隈、志摩馬場地内																					
面 積		約 15.5ha																					
地区計画の目標		<p>本地区は、志摩地域の東部に位置する市街化調整区域である。地区北部は平成 14 年 2 月の区域区分の決定以前から工場等が立地しており、地区南部は平成 15 年 2 月に都市計画法第 34 条第 10 号に基づく開発許可を受けて整備された工業団地となっている。</p> <p>本計画は、既に操業する事業並びに当該開発の事業効果の維持増進を図るとともに、糸島市総合計画をはじめとする各上位計画における位置づけのもとで本市の産業活性化につながる企業等を計画的に立地させるため、建築等の行為を適切に誘導することにより、良好な団地環境の形成を図ることを目標とする。</p>																					
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	土地利用については、周辺の豊かな自然環境との調和に配慮しつつ、都市計画法に基づく許可を受けた用途を適正に配置するとともに、本市の産業活性化につながる企業等を計画的に誘導する。																					
	地区施設の整備の方針	地区施設として道路を適正に配置し、各区画への安全かつ円滑な通行を確保する。また、下流河川への負担を低減するために調整池を設けるとともに、周辺環境との調和に配慮した公園を設置する。																					
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、敷地面積の最低限度や建築物の形態又は意匠の制限を定め、自然環境の中でゆとりと潤いのある良好な団地形成とその維持、保全を図る。																					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> <th>面 積 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路</td> <td>9.5m</td> <td>約 768m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>6.0m</td> <td>約 280m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 整 池</td> <td>1 箇所</td> <td></td> <td>約 0.5ha</td> </tr> <tr> <td>公 園</td> <td></td> <td></td> <td>約 0.5ha</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	幅 員	延 長	面 積 等	道 路	9.5m	約 768m		〃	6.0m	約 280m		調 整 池	1 箇所		約 0.5ha	公 園			約 0.5ha
	種 類	幅 員	延 長	面 積 等																			
道 路	9.5m	約 768m																					
〃	6.0m	約 280m																					
調 整 池	1 箇所		約 0.5ha																				
公 園			約 0.5ha																				
建築物等に関する事項	用途の制限	<p>A地区</p> <p>本地区に建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工場（建築基準法別表第 2（る）項第一号に掲げるものを除く）</p> <p>(2) 倉庫（建築基準法別表第 2（る）項第二号に掲げるものを除く）</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡を超えないもの（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く）</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p> <p>※当該地区計画に係る都市計画決定がなされた際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物については、同規模、同一用途の範囲</p>	<p>B地区</p> <p>本地区に建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工場（建築基準法別表第 2（る）項第一号に掲げるものを除く）</p> <p>(2) 倉庫（建築基準法別表第 2（る）項第二号に掲げるものを除く）</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡を超えないもの（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く）</p> <p>(5) 市長が必要と認める飲食店</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p> <p>※当該地区計画に係る都市計画決定がなされた際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建</p>																				

地区整備計画	建築物等に関する事項	用途の制限	において建築できるものとする。	築物については、同規模、同一用途の範囲において建築できるものとする。	
		容積率の最高限度	10分の20		
		建蔽率の最高限度	10分の6		
		高さの最高限度	20m		
		敷地面積の最低限度	1,000 m ²		
		建築物等の形態、意匠など	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、自然景観の形成に寄与し、周辺環境に調和したものとする。		

地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。

区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり

理由 別紙理由書のとおり